

## 報告第12号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月3日提出

高浜市長 吉岡初浩

## 高浜市専決第2号

### 専決処分書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年7月23日

高浜市長 吉岡初浩

### 損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市有自動車の事故に関し、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

(1) 損害賠償の額 31,900円

(2) 相手方 市内在住者

(3) 事故の概要

ア 事故発生日時 令和6年6月3日（月）  
午前10時40分ごろ

イ 事故発生場所 高浜市稗田町地内

ウ 事故の種類 物損事故

エ 事故の状況

市有自動車にて個人宅から公道に出る際に、個人宅内のコンクリートブロック塀に接触し、当該構造物を損傷させた。

オ 事故の原因

車両内輪差により生じたものであり、運転手の安全確認不足による。

(4) 和解の内容

ア 過失割合は、市100%とする。

イ 市の負担する損害賠償の債務の額は、31,900円とする。

ウ 市が相手方に対して31,900円を支払う。

エ 市及び相手方双方は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。